

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

第1事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

答 弁 書

令和6年5月22日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所は別紙のとおり)

部 付 市 原 麻 衣

訟 務 官 鈴 木 吉 憲

法 務 事 務 官 杉 山 勇

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房内閣総務官室

内 閣 参 事 官 西 澤 能 之

内閣事務官 原 裕

内閣事務官 吉井里菜

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房副長官補

内閣参事官 今野 治

内閣事務官 伊丹俊剛

内閣事務官 松井晶子

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房内閣情報調査室

内閣参事官 保坂啓介

内閣事務官 橋本和夫

内閣事務官 丸山莉穂

〒100-8914 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

中央合同庁舎第8号館

内閣府大臣官房人事課

内閣府大臣官房参事官 南 順子

内閣府事務官 柳澤泰洋

内閣府事務官 仲地太陽

内閣府事務官 永原早紀

〒106-8555 東京都港区六本木七丁目22番34号

内閣府日本学術会議事務局

企画課長 上村秀紀

内閣府事務官 河北浩之

内閣府事務官 渭原祥介

第1	事案の概要	7
第2	請求の趣旨に対する答弁	7
第3	本案前の答弁の理由(本件各義務付けの訴えが不適法であること)	8
第4	請求の原因に対する認否	9
1	第1事件について	9
(1)	「はじめに」(第1事件訴状7ないし12ページ)について	9
(2)	「第1 訴訟に至る経緯」について	9
(3)	「第2 一部不開示処分の違法性」について	11
(4)	「第3 文書の不存在を理由とする不開示処分の取消を求める」について	12
(5)	「第4 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)」について	16
2	第2事件について	17
(1)	「はじめに」(第2事件訴状7ないし12ページ)について	17
(2)	「第1 訴訟に至る経緯」について	17
(3)	「第2 文書の不存在を理由とする不開示処分(原処分①～③)の取消を求める」について	19
(4)	「第3 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)」について	20
第5	前提事項	21
1	日本学術会議の概要	21
2	本件各訴訟に至る経緯	22
(1)	原告らによる各請求	22
(2)	第1事件に関する経緯	23
(3)	第2事件に関する経緯	25
(4)	本件各訴訟の提起	28

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。

なお、あえて略語を用いない場合もある。

第 1 事件	東京地方裁判所令和 6 年 (行ウ) 第 6 2 号 行政文書 不開示処分取消等請求事件
第 2 事件	東京地方裁判所令和 6 年 (行ウ) 第 6 3 号 保有個人 情報不開示処分取消等請求事件
本件各訴訟	第 1 事件及び第 2 事件
第 1 事件原告ら	第 1 事件の原告ら
第 2 事件原告ら	第 2 事件の原告ら
原告ら	第 1 事件原告ら及び第 2 事件原告ら
被告ら	第 1 事件被告及び第 2 事件被告
本件各取消請求	第 1 事件の請求の趣旨 1 項ないし 1 1 項の各 (1) に 係る請求、及び、第 2 事件の請求の趣旨 1 項ないし 6 項の各 (1) に係る請求をいい、特に第 1 事件に係るも のを指す場合は「第 1 事件に係る本件各取消請求」な どという。
本件各義務付けの訴え	第 1 事件に係る訴えのうち請求の趣旨 1 項ないし 1 1 項の各 (2) に係る部分、及び、第 2 事件に係る訴え のうち請求の趣旨 1 項ないし 6 項の各 (2) に係る部分 をいい、特に第 1 事件に係るものを指す場合は「第 1 事件に係る本件各義務付けの訴え」などという。
行訴法	行政事件訴訟法
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
行政機関個人情報保護法	令和 3 年法律第 3 7 号による廃止前の行政機関の保

有する個人情報の保護に関する法律

本件各処分

原告らが取消しを求める各処分をいい、特に第1事件に係るものを指す場合には、「第1事件に係る本件各処分」などという。

各国家賠償請求

第1事件の請求の趣旨12項、及び第2事件に係る請求の趣旨7項に係る請求をいい、特に第1事件に係るものを指す場合は「第1事件に係る本件各国家賠償請求」などという。

行政文書管理ガイドライン

行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)

第1事件各開示請求

第1事件原告らが、令和3年4月26日付けで、情報公開法3条に基づき、内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、及び内閣府日本学术会议事務局長に対してした、各情報公開請求

第1事件各原処分

後記第5の2(2)アに述べる各処分

第1事件各審査請求

第1事件原告らが、令和3年8月20日付けでした、第1事件各原処分に対する各審査請求

第1事件各変更決定

内閣府大臣官房長及び日本学术会议事務局長が、令和5年8月25日付けで、第1事件原告らに対してした、各行政文書開示変更決定

情報審査会

情報公開・個人情報保護審査会

第2事件各開示請求

第2事件原告らが、令和3年4月26日付け(ただし第2事件原告宇野重規については同月21日又は23日付け)で、行政機関個人情報保護法12条に基づき、内閣官房内閣総務官、内閣情報官、内閣官房副長

官補及び内閣府大臣官房長に対してした、各保有個人情報開示請求

第2事件各原処分

第2事件訴状別紙不開示処分目録1ないし3の各処分

第2事件各審査請求

第2事件原告らが、令和3年8月20日付けでした、第2事件各原処分に対する各審査請求

第2事件各変更決定

第2事件訴状別紙不開示処分目録4の各処分

第1 事案の概要

本件は、第2事件原告らが、令和2年10月1日、日本学術会議会員に任命されなかったことに関し、原告らが、その検討過程等を明らかにすべく、内閣官房及び内閣府の各行政機関が保有しあるいは保有すると主張する各文書又は保有個人情報について、第1事件原告らにおいては情報公開法に基づき、第2事件原告らにおいては行政機関個人情報保護法に基づき、それぞれ開示を求める事案である。

被告は、本答弁書において、第1事件及び第2事件の各訴状(ただし、第2事件については、原告らの2024年3月7日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下同じ。)における各請求の趣旨に対する答弁(後記第2)、及び、本件各義務付けの訴えに対する被告の主張(本案前の答弁の理由。後記第3)をした上で、各請求の原因に対する認否(後記第4)及び本件各訴訟に至る経緯を含む前提事項(後記第5)を明らかにする。

その余の主張は、おって準備書面により行う。

なお、第1事件訴状の甲号証はいずれも甲A号証と、第2事件訴状の甲号証はいずれも甲B号証と、それぞれ読み替える。

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 第1事件に係る訴えのうち請求の趣旨1項ないし11項の各(2)に係る部分をいずれも却下する
- 2 第2事件に係る訴えのうち請求の趣旨1項ないし6項の各(2)に係る部分をいずれも却下する
- 3 第1事件原告ら及び第2事件原告らのその余の請求をいずれも棄却する
- 4 訴訟費用のうち、第1事件原告らと被告との間に生じた部分は第1事件原告らの、第2事件原告らと被告との間に生じた部分は第2事件原告らの負担とする

る

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と

を求める。

第3 本案前の答弁の理由(本件各義務付けの訴えが不適法であること)

第1事件に係る訴えのうち請求の趣旨1項ないし11項の各(2)に係る部分、及び、第2事件に係る訴えのうち請求の趣旨1項ないし6項の各(2)に係る部分は、行訴法3条6項2号所定のいわゆる申請型の義務付けの訴えであると解される。

そして、本件各義務付けの訴えは、「当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合」(行訴法37条の3第1項2号)の類型に該当するところ、かかる訴えについては、当該処分又は裁決が「取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在である」ときに限り、提起することができるとされている(同号)から、同条3項2号により併合提起された当該処分又は裁決の取消請求又は無効等確認請求が認容されることが訴訟要件となる。したがって、上記取り消し請求又は無効等確認請求が認容されない場合には、当該義務付けの訴えは、訴訟要件を欠き、不適法なものとして却下される。

そして、おって準備書面で主張するとおり、併合提起された本件各取消請求はいずれも棄却されるべきものであるから認容されない。

よって、本件各義務付けの訴えは、行訴法37条の3第1項2号の訴訟要件

を欠き、不適法であるから却下されるべきである。

第4 請求の原因に対する認否

1 第1事件について

(1) 「はじめに」(第1事件訴状7ないし12ページ)について

全体として第1事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

(2) 「第1 訴訟に至る経緯」について

ア 「1 法律家1162名による情報公開請求へ」(第1事件訴状12ページ)について

全体として第1事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

イ 「2 情報公開請求」(第1事件訴状12ないし14ページ)について 認める。

ウ 「3 原処分」(第1事件訴状14ないし16ページ)について

(1)は認める。ただし、第1事件訴状14ページ29行目に「作成・取得しておらず」とあるのは、正しくは「作成及び取得をしておらず」であり、同15ページ18行目に「作成・取得しておらず保有していないため(不存在)」とあるのは、正しくは「開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず保有していないため不開示とした」であり、同16ページ7行目に「作成・取得しておらず保有していないため」とあるのは、正しくは「作成、取得しておらず、保有していないため」である。

(2)は、内閣官房内閣総務官及び内閣官房副長官補が、対象文書全てについて不存在としたこと、内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長が対象文書2につき不存在とし、また一部開示決定をしたこと、内閣府大臣官房長の開示した文書の中に、対象文書1(2)②に該当するものとして「外

すべき者(副長官から)R2. 9. 24」と記載されその余は不開示とされた甲A第59号証が含まれていたことは認め、その余は知らないし第1事件原告らの意見にわたるものであり認否の限りでない。

エ 「4 審査請求」(第1事件訴状16及び17ページ)について

「2022年8月21日」とあるのを「2021年8月20日」と、「481名」とあるのを「483名」と、「情報公開法18条2項」とあるのを「情報公開法19条1項」と、「諮問501号～596号」とあるのを「諮問501号～506号」と、それぞれ解した上で、甲A第25号証ないし甲A第36号証が第1事件原告らに受領された時期については不知、その余は認める。

オ 「5 情報審査会の答申」(第1事件訴状17及び18ページ)について
おおむね認める。

カ 「6 処分庁の裁決」(第1事件訴状18及び19ページ)について

情報審査会の各答申(甲A37ないし39)を受けて、裁決庁が、甲A第40号証ないし甲A第51号証の各裁決をしたことは認める。

キ 「7 行政文書開示変更決定により新たに開示された情報・開示されなかった情報と本訴における主張について」(第1事件訴状19ないし23ページ)について

(1)は、認める。

(2)①は、アは認める。イは、第1事件訴状20ページ21及び22行目に「内閣府に伝達されたもの」とあるのを「内閣府に伝達された時にその内容を記録したもの」と解した上で、同ページ28及び29行目に「この理由付けは前述のところと整合せず失当である。」とする点は争い、その余は認める。ウは、第1事件訴状21ページ5行目に「甲A70」とあるのを「甲A68」と解した上で、第1段落、第2段落及び第3段落第1

文は認め、その余は争う。

(2) ②は、アは認める。イは、第1段落は認め、その余は否認ないし争う。ウは、第1段落は認め、第2段落は争う。

ク 「8 文書「不存在」を理由とする「不開示」処分と本訴における主張について」(第1事件訴状23ページ)について
否認し争う。

(3) 「第2 一部不開示処分の違法性」について

ア 「1 本件各一部不開示処分に係る文書の内容」(第1事件訴状23及び24ページ)について
認める。

イ 「2 本件一部不開示処分1及び2が違法であること」(第1事件訴状24ないし29ページ)について

(1) は、認める。

(2) は、第1段落は認め、その余は知らないし争う。

(3) は、第1段落ないし第3段落は認め、その余は争う。

(4) アは、第1事件原告らの引用する文献において、「「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。」旨の記載があること、及び、最高裁判所昭和53年5月26日第二小法廷判決(民集32巻3号689ページ)の存在は認める。ただし、当該判決は、国賠法上の違法につき判断したものである。同イは、認める。同ウは、第1事件訴状28ページ4行目に「甲A58ページ」とあるのを「甲A57」と、同6行目に「甲A39」とあるのを「甲A38」と、それぞれ解した上で、第1段落及び第2段落(「以上3つの」から始まる段落)第2文までは認め、その余は第1事件原告らの意見に渡るものであり、認否の限りでない。同エは、争う。

(5) 及び (6) は、争う。

ウ 「3 本件一部不開示処分3が違法であること」(第1事件訴状29ないし31ページ)について

(1) は、認める。

(2) は、第1事件訴状30ページ13行目に「句の塗り部分」とあるのを「黒塗り部分」と解した上で、第2段落(「これら文書の内容については」から始まる段落)及び第4段落第4文(「それにも関わらず」から始まる一文)は否認ないし争い、その余は認める。

(3) は、第1事件訴状31ページ8及び17行目に、「法5条6号二」とあるのを「法5条6号二」と解した上で、第1段落及び第2段落は認め、その余は争う。

(4) は、争う。

エ 「4 本件各一部不開示部分の開示の必要性」(第1事件訴状32ページ)について

争う。

(4) 「第3 文書の不存在を理由とする不開示処分の取消を求める」について

ア 「1 文書の不存在を理由とする不開示部分に共通する主張」について

(ア) 「(1) 行政文書の管理に関連する法令・規則等」(第1事件訴状32ないし34ページ)について

認める。

なお、令和2年当時に適用されるべき行政文書管理ガイドラインは、正しくは令和元年5月1日改正のものであるが、第1事件原告らが第1事件訴状に引用する各規定については、上記改正の前後において変更はない。

(イ) 「(2) 「行政文書」の解釈」(第1事件訴状34ないし36ページ)に

ついて

柱書きは、認める。

アは、「内閣官房における情報公開法に基づく審査基準」(平成13年3月30日内閣総理大臣決定)からの引用であるという前提において、認める。

イは、第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

ウは、「内閣官房における情報公開法に基づく審査基準」(平成13年3月30日内閣総理大臣決定)からの引用であるという前提において、認める。

(ウ) 「(3) 文書不存在を理由とする不開示決定の理由付記—解釈上不存在か、物理的不存在かを具体的に提示すべきであること」(第1事件訴状36及び37ページ)について

第1段落は認め、その余は争う。

(エ) 「(4) 文書不存在の主張立証責任」及び「(5) 対象文書が内閣官房・内閣府のいずれにも存在しないとは考え難いこと」(第1事件訴状37ないし39ページ)について

いずれも争う。

イ 「2 内閣官房(内閣官房内閣総務官・内閣官房副長官補)の不開示処分」について

(ア) 「(1) 不開示処分に係る文書の内容」及び「(2) 処分行政庁が示した不開示理由」(第1事件訴状39及び40ページ)について

認める。

(イ) 「(3) 内閣官房の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等」(第1事件訴状40ないし43ページ)について

第1事件原告らが第1事件訴状に引用する各規定が存在することは認

める。

- (ウ) 「(4) 日本学術会議会員の任命に関する事務は内閣官房の所掌ではない—重要かつ異例な事項」(第1事件訴状43ないし45ページ)について

第1段落ないし第3段落は認める。

第4段落は、第1文及び第2文は認め、第3文は、内閣官房が情報審査会に対して説明した内容が第1事件訴状記載のとおりであることは認める。

第5段落は、甲A第37号証に、第1事件原告らが第1事件訴状に引用するとおりの記載があることは認める。

第6段落は、争う。

- (エ) 「(5) 内閣官房は対象文書1(1)、同2、同3の作成保存が義務付けられていた」(第1事件訴状45ないし47ページ)について

アは、第1段落は認め、第2段落は争う。

イは、第1段落は認める。第2段落は、第1文及び第2文は認め、その余は争う。第3段落は、甲A第37号証に、第1事件原告らが第1事件訴状に引用するとおりの記載があることは認める。

ウは、第1事件訴状47ページ7行目に「内閣総務官」とあるのを「副長官補」と解した上で、第1段落(「行政文書の管理に関する」から始まる段落)及び第2段落(「上記ガイドラインを」から始まる段落)は認め、その余は否認ないし争う。

エは、第1事件訴状47ページ26行目に「公文書管理規則」とあるのを「内閣官房行政文書管理規則」と解した上で、否認ないし争う。

- (オ) 「(6) 内閣官房における文書不存在の主張立証責任は被告にあること」ないし「(9) 小括」(第1事件訴状47ないし50ページ)について

いずれも争う。

ウ 「3 内閣府大臣官房長の不開示処分」について

(ア) 「(1) 不開示処分に係る文書の内容」ないし「(3) 内閣府大臣官房長の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等」(第1事件訴状50ないし52ページ)

(1) 及び (2) は、認める。

(3) は、第1事件原告らが第1事件訴状に引用する各規定があることは認める。

(イ) 「(4) 情報審査会答申及び裁決の理由」(第1事件訴状52及び53ページ)について

認める。

(ロ) 「(5) 内閣府本府は会員任命事務を所掌している」(第1事件訴状53及び54ページ)について

第1段落は、認める。

第2段落は、争う。

第3段落は、第1文及び内閣府大臣官房長が開示した甲A第69号証に、第2事件原告らの氏名等が記載され、「外すべき者(副長官から)」と書き込まれていることは認め、その余は否認ないし争う。

第4段落は、内閣府大臣官房長が甲A第56号証ないし甲A第58号証を開示したことは認め、その余は否認ないし争う。

第5段落は、争う。

(ハ) 「(6) 内閣府大臣官房には対象文書2にあたる行政文書の作成・保存が義務付けられており、文書の存在が推定される」(第1事件訴状54ないし56ページ)について

アは、第1事件訴状55ページ14行目に「内閣官房」とあるのを「内

閣府」と解した上で、甲A第39号証に、第1事件原告らが第1事件訴状に引用する記載があることは認め、その余は争う。

イは、第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

ウは、第1事件訴状56ページ2行目に「公文書管理規則上」とあるのを「内閣府本府行政文書管理規則上」と解した上で、争う。

(オ) 「(7) 文書不存在の主張立証責任」ないし「(10) 小括」(第1事件訴状56及び57ページ)について
争う。

エ 「4 内閣府日本学術会議事務局長の不開示処分」について

(7) 「(1) 不開示処分に係る文書の内容」ないし「(4) 情報審査会答申及び裁決の理由」(第1事件訴状57ないし59ページ)について
認める。

(4) 「(5) 内閣府日本学術会議事務局長の所掌事務について」ないし「(7) 小括」(第1事件訴状59ないし61ページ)について
争う。

(5) 「第4 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)」について

ア 「1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について」(第1事件訴状61ないし64ページ)について

(1) は、第1事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

(2) は、公文書管理法及び行政文書管理ガイドラインに、第1事件原告らが第1事件訴状に引用する各規定があることは認め、その余は争う。

(3) は、第1事件原告らが第1事件各開示請求を行ったこと、及び情報公開法に第1事件訴状に引用する規定があることは認め、その余は知らないし争う。

(4) は、第1段落は認め、その余は争う。

イ 「2 情報審査会の答申について」(第1事件訴状64ないし66ページ)について

第1事件に係る各答申(甲A37ないし39)に、おおむね第1事件原告らが第1事件訴状に引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

ウ 「3 違法な本件各不開示決定に基づく賠償請求(主位的)」及び「4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求(予備的)」(第1事件訴状66ないし72ページ)について
争う。

2 第2事件について

(1) 「はじめに」(第2事件訴状7ないし12ページ)について

全体として第2事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

(2) 「第1 訴訟に至る経緯」について

ア 「1 任命を拒否された原告ら6名」(第2事件訴状12及び13ページ)について

全体として第2事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

イ 「2 保有個人情報開示請求」(第2事件訴状13ページ)について
認める。

ウ 「3 内閣官房の原処分」(第2事件訴状13ないし15ページ)について

認める。ただし、第2事件訴状14ページ26行目に「開示請求に係る保有個人情報」とあるのは、「開示請求のあった保有個人情報」が正しい。

エ 「4 内閣府大臣官房長の処分について」(第2事件訴状15ページ)について

内閣府大臣官房長が、令和３年６月２１日、第２事件に係る本件各開示請求について、それぞれ存否応答拒否の処分をしたこと、令和５年８月２４日、これらが裁決により取り消されたこと、内閣府大臣官房長が、同月２５日、上記各処分を変更し、部分開示をする処分を行ったことは認める（甲Ｂ１４、甲Ｂ２６）。

オ 「５ 内閣府日本学術会議事務局長に対する個人情報開示請求について（事情）」（第２事件訴状１５及び１６ページ）について

「２０２２年８月８日」とあるのを、「原告芦名定道につき２０２２年５月１３日、その余の第２事件原告らにつき同年６月１３日」と解した上で、認める。

カ 「６ 審査請求」（第２事件訴状１６及び１７ページ）について

「２０２２年８月２１日」とあるのを「２０２１年８月２０日」と、「４８１名」とあるのを「４８３名」と、「５条１項柱書」とあるのを「５条１号柱書」と、「５条６項柱書」とあるのを「５条６号柱書」と、それぞれ解した上で、認める。

キ 「７ 情報審査会の答申」（第２事件訴状１７ページ）について

おおむね認める。

ク 「８ 内閣官房の各処分庁の裁決」（第２事件訴状１７及び１８ページ）について

情報審査会の答申（甲Ｂ１０）を受けて、裁決庁が、甲Ｂ第１１号証ないし甲Ｂ第１３号証の各裁決をしたことは認める。

ケ 「９ 小括」（第２事件訴状１８ページ）について

争う。

コ 「１０ 内閣府大臣官房長の令和５年８月２５日付けで行なった「保有個人情報の開示をしない旨の決定の変更について（通知）」による「部分開

示」処分の取消請求」(第2事件訴状18ないし21ページ)について

(1)は、認否の限りでない。

(2)は、認める。

(3)は、第1段落は認め、(3)第2段落は、「甲28」とあるのを「甲B27」と解した上で、インカメラ審査の結果、本件不開示部分に「任命されなかった者の氏名、専門分野、所属・職名」の記載があるとされていることは認める。

(4)及び(5)は、争う。

(3) 「第2 文書の不存在を理由とする不開示処分(原処分①～③)の取消を求める」について

ア 「1 内閣官房の所轄事務や行政文書の管理に関連する法令・規則等」(第2事件訴状21ないし26ページ)について

第2事件原告らが第2事件訴状に引用する各規定が存在することは認める。

イ 「2 「行政文書」の解釈」(第2事件訴状26及び27ページ)について

柱書きは、認める。

(1)は、「内閣官房における情報公開法に基づく審査基準」(平成13年3月30日内閣総理大臣決定)からの引用であるという前提において、認める。

(2)は、第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

(3)は、「内閣官房における情報公開法に基づく審査基準」(平成13年3月30日内閣総理大臣決定)からの引用であるという前提において、認める。

ウ 「3 文書不存在を理由とする不開示決定の理由付記一解釈上不存在か、

物理的不存在かを具体的に提示すべきであること」(第2事件訴状27及び28ページ)について

第1段落は認め、その余は争う。

エ 「4 文書不存在の主張立証責任」(第2事件訴状28及び29ページ)について

争う。

オ 「5 内閣官房(内閣総務官・内閣情報官・副長官補)の不開示処分は違法であること」(第2事件訴状30ないし36ページ)について

(1)は、第1段落ないし第3段落は認める。第4段落は、甲B第18号証に、第2事件原告らの氏名等が記載され、「外すべき者(副長官から)」と書き込まれていること、甲B第10号証に、第2事件原告らが第2事件訴状に引用する記載があることは認める。第5段落は、甲A第37号証に、第2事件原告らが第2事件訴状に引用する記載があることは認める。第6段落は争う。

(2)アは、第1段落は認め、第2段落は争う。同イは、第1段落、第2段落第1文、第3段落第2文は認め、その余は争う。同ウは、第2事件訴状33ページ18行目に「内閣総務官」とあるのを「副長官補」と解した上で、第1段落及び第2段落は認め、その余は争う。同エは、34ページ7行目に「公文書管理規則」とあるのを「内閣官房行政文書管理規則」と解した上で、否認ないし争う。

(3)ないし(5)は、いずれも争う。

カ 「6 小括」(第2事件訴状36ページ)について

争う。

(4) 「第3 国家賠償請求(国家賠償法1条1項)」について

ア 「1 国家賠償請求の前提となる事実と法制度について」(第2事件訴

状36ないし40ページ)について

(1) は、第2事件原告らの意見にわたるものであり、認否の限りでない。

(2) は、公文書管理法及び行政文書管理ガイドラインに、第2事件原告らが第2事件訴状に引用する各規定があることは認め、その余は争う。

(3) は、第2事件原告らが第2事件各開示請求を行ったこと、及び行政機関個人情報保護法に第2事件原告らが第2事件訴状に引用する規定があることは認め、その余は知らないし争う。

(4) は、第2事件訴状39ページ24行目に「文書不存在」とあるのを「不存在」と解した上で、第1段落は認め、その余は争う。

イ 「2 情報公開請求における情報審査会の答申について」(第2事件訴状40ないし42ページ)について

第1事件に係る本件答申(甲A37)に、第2事件原告らが引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

ウ 「3 違法な本件各不開示処分に基づく賠償請求(主位的)」及び「4 文書作成・保存義務違反行為に基づく賠償請求(予備的)」(第2事件訴状42ないし48ページ)について

争う。

第5 前提事項

1 日本学術会議の概要

- (1) 日本学術会議は、内閣府の特別の機関であって、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」て設立されたものであり、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映

浸透させることを目的と」して活動するものである(内閣府設置法(平成11年法律第89号)40条3項、日本学術会議法(昭和23年法律第121号)前文及び2条)。

(2) 以上のような日本学術会議は、日本学術会議法の定めるところにより、内閣府の特別の機関(国家行政組織法8条の3)として内閣府の本府に設置されている(内閣府設置法40条3項)。日本学術会議は、210人の日本学術会議会員をもって組織され(日本学術会議法7条1項)、日本学術会議において、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦し(同法17条)、当該推薦に基づいて、内閣総理大臣が会員を任命する(同法7条2項)。

2 本件各訴訟に至る経緯

(1) 原告らによる各請求

ア 第1事件原告らは、令和3年4月26日、内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長及び日本学術会議事務局長に対し、第1事件各開示請求をした。

第1事件各開示請求の対象文書は、第1事件訴状13及び14ページのとおりであり、以下では、被告においても第1事件訴状にならい、「対象文書1(1)」などという。

イ また、第2事件原告らのうち原告宇野重規は、同月21日付けで内閣府大臣官房長に対し、同月23日付けで内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補に対し、「2020年の日本学術会議会員の任命にかかる自己に関して保有している一切の文書」を対象として、自己に係る第2事件各開示請求をした。

その余の第2事件原告らは、同月26日付けで、それぞれ自己に係る第

2 事件各開示請求をした。

(2) 第 1 事件に関する経緯

ア 第 1 事件各原処分

(7) 内閣官房副長官補の各原処分(令和 3 年 5 月 2 4 日)

内閣官房副長官補は、令和 3 年 5 月 2 4 日付けで、情報公開法 9 条 2 項に基づき、第 1 事件各開示請求に係る文書はいずれも不存在であることを理由とする各行政文書不開示決定をした(令和 3 年 5 月 2 4 日付け閣副第 7 9 0 号ないし第 7 9 2 号。甲 A 4 ないし 6)。

(4) 内閣府大臣官房長の各原処分(令和 3 年 6 月 2 1 日)

内閣府大臣官房長は、令和 3 年 6 月 2 1 日付けで、情報公開法 9 条 1 項及び同 2 項に基づき、第 1 事件各開示請求に係る文書のうち、対象文書 1 (2) 及び対象文書 3 についてはその一部を不開示とする行政文書開示決定を、対象文書 2 については不存在であることを理由とする行政文書不開示決定を、それぞれした(令和 3 年 6 月 2 1 日付け府人第 7 2 7 号－1 及び 2、及び同第 7 2 8 号。甲 A 7 ないし 9)。

上記行政文書開示決定により開示された文書は、甲 A 第 5 6 号証ないし甲 A 第 6 1 号証である。

(5) 日本学術会議事務局長の各原処分(令和 3 年 6 月 2 1 日)

日本学術会議事務局長は、令和 3 年 6 月 2 1 日付けで、情報公開法 9 条 1 項及び同 2 項に基づき、第 1 事件各開示請求に係る文書のうち、対象文書 1 (2) についてはその一部を不開示とする行政文書開示決定を、対象文書 2 及び 3 については不存在であることを理由とする行政文書不開示決定を、それぞれした(令和 3 年 6 月 2 1 日付け府日学第 9 7 2 号－1 ないし 3。甲 A 1 0 ないし 1 2)。

上記行政文書開示決定により開示された文書は、甲 A 第 6 2 号証ない

し甲A第65号証である。

(I) 内閣官房内閣総務官の各原処分(令和3年6月22日)

内閣官房内閣総務官は、令和3年6月22日付けで、情報公開法9条2項に基づき、第1事件各開示請求に係る文書はいずれも不存在であることを理由とする各行政文書不開示決定をした(令和3年6月22日付け閣総第583号ないし第585号。甲A1ないし3)。

イ 第1事件各審査請求

(I) 各審査請求及び諮問

第1事件原告らは、令和3年8月20日付けで、前記アの各処分について、それぞれ審査請求をした(第1事件各審査請求)。

内閣総理大臣は、同年11月18日、第1事件各審査請求について、情報審査会に対し、前記アの各処分庁が作成した各理由説明書(甲A25ないし36)を添付して、各諮問をした(甲A13ないし24)。

(I) 情報審査会の答申及び裁決

a 情報審査会は、令和5年8月7日、内閣総理大臣に対し、各答申(甲A37ないし39)をした。

b 内閣総理大臣は、令和5年8月24日、第1事件審査請求のうち前記ア(イ)に係るものの一部(対象文書1(2)及び対象文書3に関する令和3年6月21日付け府人第727号-1及び2)、及び(ウ)に係るものの一部(対象文書1(2)に関する令和3年6月21日付け府日学第972号-1)については一部を開示すべきであるとし、また、(ウ)に係るもののうち対象文書3に関する令和3年6月21日付け府日学第972号-3については取り消し、その余については棄却する旨の裁決をした(甲A46ないし51)。

c 内閣総理大臣は、令和5年9月5日、第1事件審査請求のうち前記

ア(7)及び(エ)の各処分に係るものについて、いずれも棄却する旨の裁決をした(甲A40ないし45)。

ウ 第1事件各変更決定

(7) 内閣府大臣官房長は、前記イ(イ) bの裁決(甲A46)を受け、令和5年8月25日、第1事件原告らに対し、原処分(甲A7)により開示した各文書のうち、承諾書(甲A61)を除いたその余の文書につき、更に一部を開示する旨の変更決定をした(甲A52)。

また、内閣府大臣官房長は、前記イ(イ) bの裁決(甲A47)を受け、同日、第1事件原告らに対し、原処分(甲A8)により開示した各文書につき、更に一部を開示する旨の変更決定をした(甲A53)。

これらにより新たに開示された部分は、甲A第66号証ないし甲A第70号証のとおりである。

(イ) 日本学術会議事務局長は、令和5年8月25日、前記イ(イ) bの裁決(甲A49)を受け、同日、第1事件原告らに対し、原処分(甲A10)により開示した各文書のうち、甲A第62号証及び甲A第64号証につき、更に一部を開示する旨の変更決定をした(甲A54)。

これにより新たに開示された部分は、甲A第71号証ないし甲A第75号証のとおりである。

また、日本学術会議事務局長は、前記イ(イ) bの裁決(甲A51)を受け、同日、第1事件原告らに対し、原処分(甲A12)により開示した各文書につき、更に一部を開示する旨の変更決定をした(甲A55)。

これらにより新たに開示された部分は、甲A第74号証ないし甲A第75号証のとおりである。

(3) 第2事件に関する経緯

ア 第2事件各原処分

(7) 内閣情報官の各原処分(令和3年5月21日)

内閣情報官は、令和3年5月21日付けで、本件各保有個人情報について不存在であることを理由とする保有個人情報を開示しない旨の各決定を、それぞれした(令和3年5月21日付け閣情第491号ないし第496号。甲B2、甲B34ないし38)。

(4) 内閣官房副長官補の各原処分(令和3年5月21日)

内閣官房副長官補は、令和3年5月21日付けで、行政機関個人情報保護法18条2項に基づき、本件保有個人情報について不存在であることを理由とする保有個人情報を開示しない旨の各決定を、それぞれした(令和3年5月21日付け閣副第777号ないし第782号。甲B3、甲B39ないし43)。

(5) 内閣府大臣官房長の各原処分(令和3年6月21日)

内閣府大臣官房長は、令和3年6月21日付けで、行政機関個人情報保護法18条2項に基づき、本件各保有個人情報について存否応答拒否を理由とする保有個人情報を開示しない旨の各決定を、それぞれした(令和3年6月21日付け府人第718号、第719号-1ないし5)。

(1) 内閣官房内閣総務官の各原処分(令和3年6月22日及び同月23日)

内閣官房内閣総務官は、令和3年6月22日付けで、行政機関個人情報保護法18条2項に基づき、第2事件原告らのうち原告宇野重規に対し、本件保有個人情報は不存在であることを理由とする保有個人情報を開示しない旨の決定をした(令和3年6月22日付け閣総第581号。甲B29)。

また、内閣官房内閣総務官は、同月23日付けで、その余の第2事件原告らに対し、行政機関個人情報保護法18条2項に基づき、本件保有個人情報は不存在であることを理由とする保有個人情報を開示しない旨

の各決定をした(令和3年6月23日付け閣総第592号ないし第596号。甲B1、30ないし33)。

イ 第2事件各審査請求

(ア) 各審査請求及び諮問

第2事件原告らは、令和3年8月20日付けで、前記アの各原処分について、それぞれ審査請求をした(第2事件各審査請求)。

内閣総理大臣は、同年11月18日、第2事件各審査請求について、情報審査会に対し、各諮問をした(原告岡田正則につき、甲B4ないし6)。

(イ) 情報審査会の答申及び裁決

- a 内閣官房内閣総務官、内閣情報官及び内閣官房副長官補は、前記アの各原処分のうち、前記(ウ)を除く各原処分(第2事件各原処分)について、令和3年11月18日、情報審査会に対し、各理由説明書(甲B7ないし9)を提出した。
- b 情報審査会は、令和5年8月7日、内閣総理大臣に対し、各答申(甲B10及び26)をした。
- c 内閣総理大臣は、令和5年8月24日、前記アの各原処分のうち、(ウ)について、対象となる保有個人情報の存否を答えるだけで行政機関個人情報保護法14条7号二の不開示情報を開示することになるとは認められず、当該保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであるから取り消すべきとする旨の裁決をした。
- d 内閣総理大臣は、令和5年9月5日、前記アの各原処分のうち、(ウ)を除く各原処分(第2事件各原処分)についていずれも妥当とする旨の裁決をした(原告岡田正則につき、甲B11ないし13)。

ウ 第2事件各変更決定

内閣府大臣官房長は、前記イ(イ) c の裁決を受け、令和5年8月25日、第2事件原告らに対し、それぞれ対象文書の存在を明らかにするとともに、その一部を開示とする旨の変更決定をした(甲B14、甲B44ないし48)。

これにより開示された文書は、甲B第15号証ないし甲B第19号証である。

(4) 本件各訴訟の提起

原告らは、令和6年2月20日付けで、本件各訴訟を提起した。

以上